

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

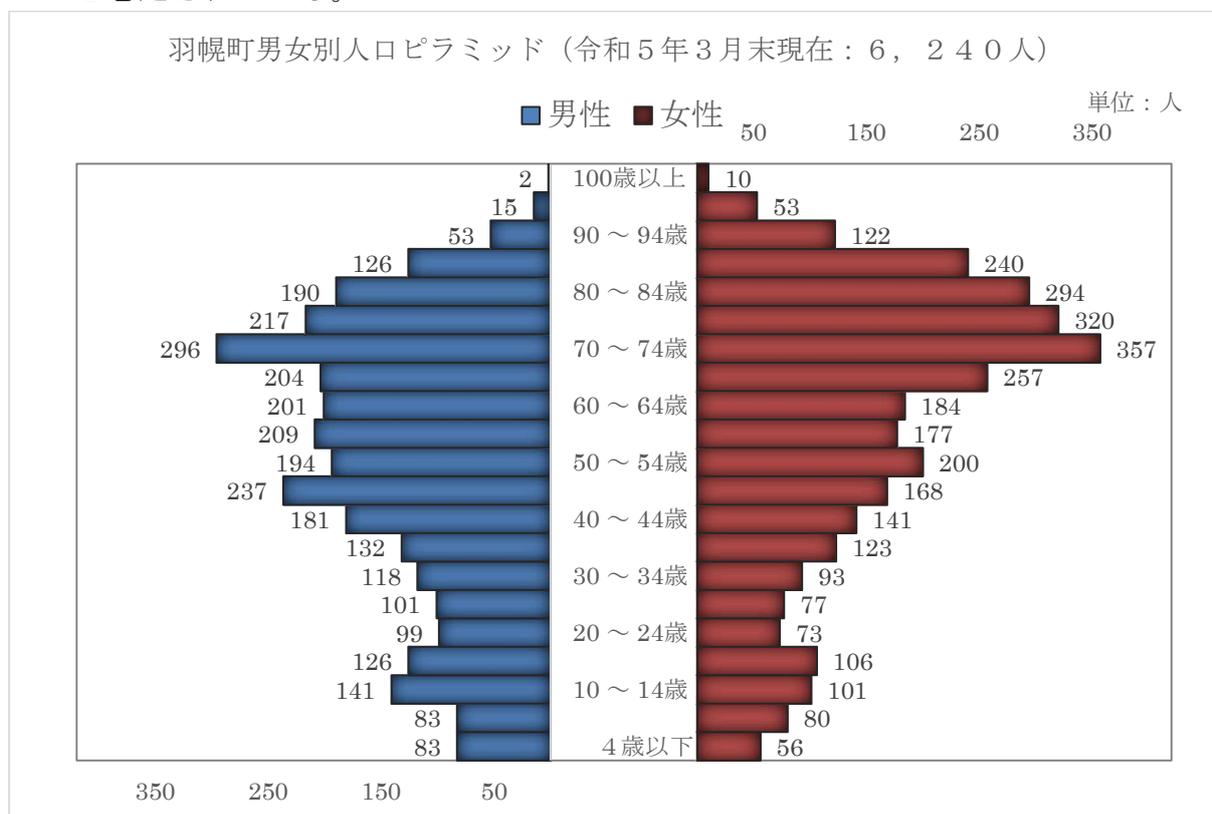
①羽幌町の人口構造、産業構造

(人口分布の状況)

羽幌町の人口は、昭和40年から昭和50年の間の炭鉱閉山の影響などから大幅に減少し、その後は緩やかに減少している。

(平成25年3月末：7,777人→令和5年3月末：6,240人住民基本台帳)

人口構成は、老年人口(65歳以上)の割合が増して、年少人口(14歳以下)、生産年齢人口(15～64歳)が減少傾向となり、少子高齢化がさらに進行すると想定されている。



(地理的条件)

羽幌町は、北海道の北部日本海側に位置し、道庁所在地の札幌市まで約200km、道北圏中心都市の旭川市へは約130km、振興局所在地である留萌市へ約50kmの距離にある。

日本海沖24kmには「暑寒別天売焼尻国定公園」に指定されている天売島、焼尻島があり、総面積472.65km²のうち山林が85.5%を占め、次いで田・畑が6.1%を占めている。

(農業)

羽幌町の農業は、羽幌川及び築別川流域の平地において、主要作物である米を作付し、日本海に面する丘陵地は酪農地帯を形成している。近年では、国内外での価格競争が激しさを増し、農産物の価格低迷が進むなかで、生産者の減少などによる生産基盤の脆弱化、エゾシカなどの鳥獣による食害が課題となっている。

(漁業)

羽幌町の漁業は、ホタテガイとエビが漁獲の中心となり、タコ、ナマコ、カレイ類などが主な魚種である。近年、国内トップクラスを誇っていたエビの漁獲量が著しく減少しているほか、担い手不足が課題となっている。

(商工業)

羽幌町の商工業は中小企業や小規模企業から成り立っており、近年、消費者のライフスタイルの多様化、大型店の郊外出店など都市機能の縮小、郊外化が進み、経営環境は厳しくなっている。

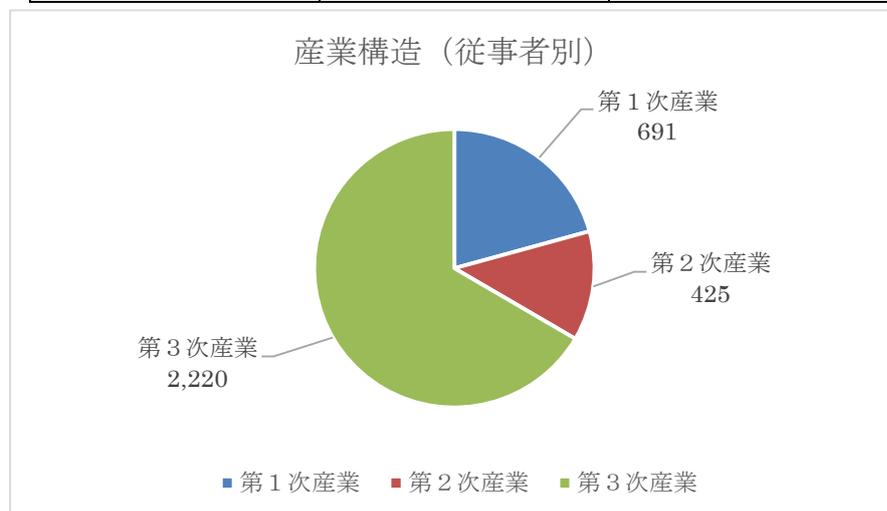
(産業構造)

羽幌町の産業構造は、農業、漁業を中心とした第一次産業を基幹産業として発展し、第二次産業においては、農水産物を加工する食品製造工場、水産加工場を中心とした製造業が活発な生産活動に努めている。一方で、第三次産業については、消費者ニーズの多様化や購買力の都市への流出が見られ、地域経済の低迷を招いているほか、商業機能の空洞化が深刻化している状況にある。

次に、従事者数でみると、上記の土地利用形態に関わらず第3次産業（サービス業その他）が最も高く66.55%となり、次いで第1次産業（農林漁業）が20.71%、第3位は第2次産業（建設業、製造業）で12.74%となっている（令和2年国勢調査）

羽幌町の産業構造

	従事者数	割合
第1次産業	691	20.71%
第2次産業	425	12.74%
第3次産業	2,220	66.55%



羽幌町の産業別事業所数・従業者数の推移

業種	事業所数			従業者数		
	平成 24 年	平成 28 年	令和 3 年	平成 24 年	平成 28 年	令和 3 年
農林漁業	22	23	29	295	260	303
鉱業	1	1	1	9	9	9
建設業	51	46	47	243	212	203
製造業	19	17	17	155	175	147
電気・ガス・水道業	1	2	4	11	17	30
情報通信業	6	4	3	14	10	9
運輸業	21	17	20	173	162	194
卸・小売業	133	121	111	666	574	541
金融・保険業	9	7	7	45	47	30
不動産業	22	22	20	46	34	33
飲食店・宿泊業	92	89	82	301	293	246
医療・福祉	20	23	31	301	282	402
教育・学習支援業	8	7	18	38	50	185
複合サービス業	9	9	9	126	85	116
サービス業	92	77	91	333	270	298
総数	506	465	490	2,756	2,480	2,746

(経済センサス)

②事業所数の減少と高齢化

羽幌町の事業所のほとんどが地域経済を担う中小企業であるが、特に、卸・小売業、金融・保険業、飲食店・宿泊業における事業所、従業者の減少が著しく、人口減少に比例して減少が進んでいる。

また、経営に携わる者の高齢化が進んでいるが、後継者のいない経営者が多く、今後、多くの経営者が引退年齢を迎えるとともに、事業所数の減少の要因となることが見込まれている。

③羽幌町内の産業における課題

人口減少と高齢化の影響が町内の中小企業に及んでおり、今後、設備更新の難しい中小企業が衰退していく状況が危惧され、その対応が課題となっている。

(2) 目標

羽幌町内の中小企業においては、計画的に設備の更新を進め、従業員の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し、付加価値を高め、さらには次世代の担い手を育て、又は新たに担い手となろうとする者にとって魅力のある業種への発展を促していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。このため、

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

羽幌町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとは言い難く幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

羽幌町は農林水産業が基幹産業であり、市街地では中小企業や小規模企業の商工業が点在している。町内すべての産業の振興のため、本計画において対象となる地域は、羽幌町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

羽幌町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとは言い難いことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、ICT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携など多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月11日～令和7年7月10日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としないなど、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組は、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。